

## 1 法人化にかかわる手続きについて

(1) 法人設立確定 令和 7 年 4 月 1 日予定

(2) 任意団体である神奈川県剣道連盟 → 一般社団法人神奈川県剣道連盟

これは移行ではあるが、法的には別法人(組織)であるため、次の手続きが必要となる

- ① 解散決議(但し、3 月 31 日をもって解散と決議しても解散後手続きがあるため組織はないが、機能は継続させることとなる)
- ② 解散後手続きのため清算人会をおき次の業務を終了させる
  - ・現務の終了
  - ・債権の取り立ておよび債務の弁済
  - ・残余財産の確定・引き渡し
- ③ 会員の移行、法人への入会手続き

## 2 法人移行にむけ本日必要な決議

- ① 神奈川県剣道連盟の機能を、一般社団法人神奈川県剣道連盟へ引き継ぐことを前提に、令和 7 年 3 月 31 日をもって本連盟を解散する
- ② 解散に伴い発生する、残余財産処理を含む解散後手続きのため清算人会を設置する
- ③ 代表清算人を神奈川県剣道連盟副会長野見山すすむ(法人代表理事予定者)とする
- ④ その他の清算人指定は代表清算人に委任する
- ⑤ 確定した残余財産は全て一般社団法人神奈川県剣道連盟に寄付する
- ⑥ 一般、個人会員移行については令和 7 年度法人会員登録をもって法人移行とみなす
- ⑦ 令和 7 年度会員登録終了前は、令和 6 年度神奈川県剣道連盟登録者を、みなし会員として取り扱う。会員に準ずる者も同様とする
- ⑧ 団体会員は 3 月 31 日の任意団体解散と同時に自動的に一般社団法人へ~~移動~~<sup>移行</sup>することとする
- ⑨ 個人会員については令和 7 年度登録時に個人会員申込用紙を提出、幹部会議において検討し、加盟につき決定する。
- ⑩ 以上 9 項目が終了し、神奈川県剣道連盟理事会メンバーによる承認が得られた時点で清算人会は解散し、任意団体神奈川県剣道連盟の全ての機能を停止させる